

2024年度 事業計画書（概要）

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

一般財団法人 北里環境科学センター

2024年度 事業計画書

一般財団法人 北里環境科学センター

[2024年4月1日 ~ 2025年3月31日]

一般財団法人北里環境科学センターは今年度開設 47 年目を迎える。この間北里柴三郎博士の理念のもと北里研究所と世紀を越えて蓄積された知的財産を有効活用し、北里大学との学术交流を通じ技術の研鑽や向上に努め、精度の高い技術と品質をもって環境科学に関わる広範な事業を展開してきた。今後も消費者の健康維持と環境汚染の改善と予防に資する事業を行い、以て公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的にする。そのためこれまでの基本姿勢を継承しつつ、市場の需要を喚起し、激変する時代に相応しい新たな発想のもと少数精鋭の人材と限られた施設設備を最大限有効に活用して目的とする事業を推進する。

当センターにおける 2024 年度の重点目標は、継続を含む次の 5 点とする。①新規事業の具体的な実施に向け新たなイノベーションを創出し、収益構造を改善する。②二つの事業部の連携にも配慮し、センターの試験検査項目を見直し独自性を充実させる。③クリーンな環境創出と予防医学のため「環境ドック®」構想を推進する。④事業運営に ICT を活用するために各プロジェクトを推進し、2024 年度末を目標に業務を効率化する。⑤技術向上や人材育成のため北里大学等アカデミアとの連携を推進する。なお、基本的な姿勢としては、激変する社会環境に常に柔軟に対応し、新時代の潮流に乗り遅れることなく、価値ある法人としてセンターの特色を徹底し、顧客サービスの向上を図る。これらの事業を安定的に遂行するため財務体質をより一層強化させる。

また、継続的事业としては、公益事業として、環境科学セミナー、大学病院或いは大学学部への研究支援を例年どおり推進する。一方、2015 年に国連で決議された持続可能な開発目標（SDGs）に関しては、当センターが昨年度に「神奈川 SDGs パートナー」と「さがみはら SDGs パートナー」に登録されたことを踏まえ、人々の生活に益々重要となっている環境保全及び感染制御に関する試験体制の強化を図る。水質及び空気関連の検査事業はより効率的で将来を見据えた検査体制を構築すると同時に、品質保証マネジメントシステム（ISO 9001:2015、ISO/IEC 17025:2017）を維持することで精度の高い検査結果を提供し、より一層の信頼性の確保を目指す。また微生物部門においても、産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）による早期の適合性認定を目指し、今年度後期の事業への貢献を実現したい。さらにこれら事業を推進する職員の育成に一層の強化を図る。

I 環境科学啓発事業（公益事業）

環境科学啓発事業（公益事業）は、センターが保持している環境科学に関する理化学的及び微生物学的分野における知識、技術及び研究実績等を社会に還元することによって、一般市民への環境科学に関する啓発や教育研究機関への支援を行い、健康な生活と生活環境の向上に寄与することを目的としている。今年度は、この目的を達成するために以下の環境科学啓発事業を計画した。

1. 市民啓発事業

この事業は、環境科学に関する様々な情報を市民に還元することを目的として実施するものであり、開催形態は、情報等の還元方法によって以下の区分で実施する。

(1) センター主催「環境科学セミナー」

このセミナーは、環境科学に関する広範な知識、技術及び研究実績等を一般市民に対して広く公開することを目的として開催する。講師は、斯界の専門家、センターの技術者等とし、有意義な情報を提供することによって、市民の生涯教育に寄与するように努める。

(2) センターが主催又は協力する講座等

この講座等は、環境科学に関心をもつ市民団体等からの要請に応じて開催するものである。講座の内容は、講義形式のみならず必要に応じて実習や現地調査も行う。また、開催場所もセンター内に留まらず、出張講座等の要請にも応える。

(3) 一般市民が受講可能な講習会等への講師派遣

センター職員が培った知識や研究成果を広く市民に公開することを目的として、一般市民が受講可能な講習会等を企画した組織からの要請に応じて講師派遣を行う。

(4) 相模原の環境をよくする会の活動

相模原市及び市内事業者で構成される「相模原の環境をよくする会」の会員として、市民や会員向けの啓発活動や調査活動に協力することにより、地元相模原市内の環境保全活動を支援する。

(5) さがみはら地球温暖化防止協議会の活動

広報部会と調査・研究部会の活動を通じて、相模原市の地球温暖化の防止を含む地域環境啓発活動に協力する。

(6) その他

その他、この事業目的に合致した市民啓発や教育研究支援に関連する活動を展開する組織等からの要請に応じて協力並びに支援する。

2. 教育研究支援事業

この事業は、環境科学分野の人材育成を目的とした学校法人等教育研究機関や公益事業を行う団体等からの要請に対して、センター職員を講師として派遣・協力、又は学生をセンターに受け入れて研修指導や講座開催に協力する等によって、教育研究活動を支援することを目的とする

(1) 大学等教育研究機関あるいは学会への講師派遣

大学等の教育研究機関あるいは学会等の要請に対して、専門的な知識を有するセンター理事、職員を講師として派遣することで、環境科学に関する教育・学術活動を支援する。

(2) インターンシップ学生の受入れ

就業体験制度を支援する目的で、環境科学に関する教育を行っている大学等からのインターンシップ学生を受け入れる。

(3) 大学等からの要請による研究指導の支援

大学等からの要請によって、環境科学等に関する研究についての卒業論文、修士論文、博士論文の作成を指導する。

(4) 大学等への検査・試験等の無償実施と指導

大学等教育研究機関への研究支援として、当該機関からの要請によって検査・試験、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等は無償で実施する。

(5) 公益事業団体の教育講座開催への支援

センターと目的を共有する公益事業団体からの要請により、環境科学に関する人材育成のための教育講座の開催にあたり施設面や人的な支援を行う。

(6) 病院等への検査等の無償実施と指導

病院等への環境整備支援として、当該機関からの要請によって検査、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を実施する。

(7) 地方自治体関連施設等への感染対策指導

高齢者施設等を中心とする公共施設への支援として、当該自治体からの要請によって環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を実施する。

(8) その他

大学、研究機関とも協力しながら、環境科学に関する研究を推進する。その他、この事業目的に合致した教育目標を掲げる教育研究機関等からの要請に対して、協力並びに支援を行う。

3. 国際交流事業

この事業は、環境科学に関する教育研究支援活動の一環として、海外に所在する大学等との国際交流を深めることを目的とする。

中華人民共和国にある瀋陽薬科大学とは交流協定に基づき、環境科学に関する学術的な交流を行う。ただし、当該諸地域の社会情勢を注視しつつ、随時計画の見直しを行っていく。

II 検査・評価試験事業

検査・評価試験事業は、法令や指針等に基づく検査をはじめ、業界団体等によって制定された規格試験等を基に各種製品等の性能評価を第三者機関として実施する事業である。また、これらの事業に必要な試験方法の開発及び成果の公表と、関係団体等への情報還元を行うことも目的としている。特に、評価試験事業においては、センターの独自性を積極的にアピールすることに重点を置き、試験目的に即した試験内容を提案する。

これまで我々は新規事業の立ち上げを目指し、2年間にわたって環境評価プロジェクト会議を継続的に開催してきたが、2024年度はこれまでの議論からアレルゲンを対象とした評価試験系を新規事業として立ち上げることを決定した。センターが得意とする浮遊試験系と組み合わせることで他にないオリジナリティーのある事業とすることに取り組む。

また、環境評価プロジェクト自体も引き続き新規事業に関する情報収集や意見交換を継続し、新規事業の創出を目指す。

1. 検査事業

センターの検査事業は、市民生活の安心・安全を確保する事を目的として、生活環境に係わる法令等に基づく理化学的検査や微生物学的検査を実施するものである。法令や指針等に定められていない他の検査についても、衛生管理向上の必要性や有用性についての情報提供を行い、依頼者ニーズに応じた検査を受託するとともに、これまでにセンターが蓄積した技術と経験に基づき、検査結果についての専門的なコメントや施設の改善提案等の情報提供サービスを行っていく。

また、検査事業におけるICT化については、システムのブラッシュアップやペーパーレス化等、順次進めているところではあるが、更なる業務の効率化・最適化を求め、生成AI等より新しい技術を取り込み業務の改築を行う。

(1) 法令等に基づく検査事業

検査の実施にあたっては、万全な検査体制と高水準の検査技術を維持しつつ、法令遵守と信頼性確保に努める。具体的には、これまでと同様に行政のみならず第三者機関が実施する精度管理調査に参加し、高水準の検査技術並びに顧客が要求する信頼性を確保する。

また今年度も引き続き、水や食品、廃棄物等を対象とした放射性物質の測定業務に取り組む。

- ① 水道法関連事業
 - (i) 水質検査
 - (ii) 貯水槽水道施設検査
- ② 計量法に基づく事業
- ③ 温泉法関連事業
- ④ 公衆浴場法等関連事業
- ⑤ 放射性物質測定関連事業
- ⑥ 病院、大学施設等の職域環境における作業環境測定事業
- ⑦ その他の法令・指針等に基づく事業

(2) 環境衛生や健康に関する検査事業

法令等で義務付けられていない検査項目についても、市民生活を守るために将来法令化等が想定される検査項目の先取り提案を行い、検査依頼者のニーズに基づく検査を実施する。また、各種の感染症対策については、顧客が施設に提供した感染症対策機器の性能評価についても積極的に取り組み、迅速で有益な評価を行うよう努める。

- ① 室内空気環境調査
- ② 空気環境中の浮遊粒子及び微生物の実態調査
- ③ 環境水中の微生物検査

- ④ その他環境材料等の微生物検査
- ⑤ 食品衛生に関わる自主検査
- ⑥ その他の環境衛生及び健康に関わる検査

2. 評価試験事業

評価試験事業は、環境保全や保健対策等を目的として開発・改良された機器や素材等を対象に、第三者機関としての公正な立場でその性能を評価する事業である。評価にあたっては、種々の標準試験規格（JIS, ISO, EN, ASTM, AOAC 等）や、当センターが持つ知的財産を活用して適正な評価方法を提案するとともに、新たな評価項目の先取りを目指す。具体的には関連する国際機関（WHO 等）等が発信する微生物やウイルス等による新興再興感染症情報の把握から、必要な評価系の構築に努める。

また、2019年12月に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、急増した微生物評価試験の依頼は、2020年度から2022年度まで続いたが、2023年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行以前の受託件数にほぼ戻った。これらの依頼試験に関して、より精度の高い試験を提供することに努めていくのみならず、社会的使命と事業収益の増強に向けて新たな試験を受託できる体制を整えていきたい。即ち、微生物部門における課題であった産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）による試験所の適合性認定を受けることを本年度上期の必達目標とする。現在のISO9001活動と連携することがらであるため、申請にあたっては環境事業部と微生物部が中心となり、ISO担当者並びに総務部及び事業開発部の協力を得て進めていく。JNLAの標章の入った試験報告書を発行できるようになり、プラスチックの抗菌試験（JIS Z 2801）等の追加の受託試験が期待できる。

試験の幅を広げることによる事業収益増強の手段としては、JNLAの認定以外にも、(i) 家庭用空気清浄機による微生物除去に関するISO規格の試験方法の体制整備、(ii) 欧州規格EN 17272の消毒剤による空間除菌試験の準備等を計画している。

また前年度に確立した新規試験として、JIS Z 2811:2021、繰り返し除菌性試験方法、EN 16615:2015、消毒用ワイプの拭き取りによる殺菌および殺酵母性能評価試験が挙げられる。

微生物、ウイルス全般を通して、幅広い試験が出来るような人材を育成することにも傾注致したい。さらに、具体的な社会的ニーズを捉えるためにも情報収集が重要であると考えている。顧客からの情報収集に留まらず、セミナーや展示会等に出向き積極的に情報収集し、新たな顧客の獲得や新たな評価試験の開発に取り組む必要がある。

(1) 細菌・かび試験

人の生活環境の質を向上させる目的で開発される様々な機器及び抗菌剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 洗剤等の抗菌性能評価試験
- ② 家電製品等の除菌性能評価試験
- ③ 医療用具等の除菌性能評価試験
- ④ 抗菌剤の効力評価試験
- ⑤ 素材の抗菌効果評価試験
- ⑥ JIS（日本産業規格）に基づく評価試験
 - ・抗菌性、防かび性、光触媒抗菌性評価

- ⑦ 日本薬局方に基づく試験
- ⑧ その他、本項の目的に合致する評価試験

(2) ウイルス（大腸菌ファージを含む）試験

ウイルス感染症の制御、あるいは環境中のウイルスを制御する目的で開発される様々な機器類や抗ウイルス剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 抗ウイルス剤の効力評価試験
- ② 家電製品等のウイルス除去性能評価試験
- ③ 素材・天然物の抗ウイルス効果評価試験
- ④ 抗ウイルス薬候補物質の抗ウイルス能評価試験（試験管内試験）
- ⑤ 水処理過程等におけるウイルス除去性能評価試験
- ⑥ その他、本項の目的に合致する評価試験
- ⑦ ウイルス関係業務に関する SOP の整備
- ⑧ 実験室ルールの作成と整備

(3) 生物、原虫類及び藻類に関する試験

企業等で開発された水処理装置等の性能評価として、生物、原虫類及び藻類の処理性能評価を行う試験。また、環境水中に混入あるいは生息している生物、原虫類及び藻類の観察同定を行う試験。

- ① 水処理装置等の性能評価試験又は増殖抑制剤等の効果試験
- ② 環境水における実態調査

(4) 理化学試験

水道水を供給する給水装置等の水道資機材や浄水器の浸出性能試験、浄水又は浄水処理過程において水に注入される水道用薬品の評価試験、「透析液清浄化ガイドライン」に基づく透析用水管理基準項目試験、その他日本薬局方に基づく精製水等の試験や異物検査等を行う。

また、ステンレス製 30m³多目的試験室を大いに活用し、顧客からの細かなニーズに応えながら試験業務を拡大していく。

さらに、新規事業として種々のアレルゲンに対する評価試験の立ち上げを行い、試験の受託を目指す。試験対象とするアレルゲンは、花粉（スギ、ヒノキ）ダニ等由来のものを用いる。アレルゲンを対象とした評価試験としては、以下に示す評価試験系を立ち上げる。

- ・薬剤、紫外線照射等による低減試験
- ・空気清浄機、デバイス等を対象とした浮遊アレルゲン除去試験
- ・掃除機を対象としたアレルゲン除去試験

水質関係評価試験

- ① 給水装置の構造及び材質基準に係る試験
- ② 水道用具浸出性能試験
- ③ 水道用薬品の効果評価試験
- ④ 透析用水管理基準項目試験

- ⑤ 日本薬局方に基づく精製水等の試験
- ⑥ 異物検査等
- ⑦ その他各種公定法に基づく試験及び検査

臭気・室内空気等の評価試験

6面ステンレス製 30m³（8 畳間相当）多目的試験室および 1m³チャンバーを用いて以下の評価試験を行う。なお、30m³試験室は、居室において建築基準法で設置が義務付けられている 24 時間換気システムの条件設定が出来るので、実際の居室を模した空気環境条件下での揮発性有機化合物の放散量試験やにおい等の除去試験等が可能である。

- ① 臭気に係わる評価試験
- ② 実際の居室を模した空気環境下での揮発性有機化合物の放散量試験
- ③ 粉塵の空気清浄機評価試験、フィルタ等製品の効果試験
- ④ タバコの評価試験
- ⑤ その他

3. 研究開発事業

新たな試験方法の開発・改良と試験分野の新規開拓等を目的に、水、食品、大気等に混入してくる微生物や有害化学物質の実態調査と制御方法に関する研究及び試験方法の開発・改良に関する研究開発に取り組む。社会情勢の変化等に応じて、柔軟に対応できる試験検査体制をとる。

顧客のニーズに応じ、最新の感染動向を踏まえ新たな微生物やウイルス株を導入した試験方法の開発や既存の試験方法の改良に取り組む。

また、研究開発の成果を、関連学会等を介して速やかに公表し、専門分野における評価を受けることによって、新たな課題の設定や試験方法の改良に役立てる。

（1）研究開発

- ① 家電製品等の微生物制御にかかわる性能評価試験方法の開発
- ② 抗菌・抗ウイルス製品の性能評価方法の検討
- ③ 食品の安全性確保に関する研究
- ④ 水中微生物の制御及び迅速検出方法に関する研究
- ⑤ 水の精密分析技術等の改良に関する研究
- ⑥ 新たに問題となる病原微生物に対する検査方法に関する研究
- ⑦ その他、新規事業の開拓に向けた研究開発事業に関連する研究
- ⑧ 新たなウイルス株に対する試験方法の開発及び試験方法改良に関する研究
- ⑨ 情報収集と職員の技術的なレベルアップを目的とした学会発表等の学術活動

（2）研究開発成果の公表

- ① 関連学会及び研究集会
- ② 関連学術誌や業界誌
- ③ 顧客企業が作成されたパンフレット及びプレスリリース等の情報
- ④ 当センターのホームページ

- ⑤ その他、有用と思われるメディア

4. 技術協力事業

(1) 講師派遣

業務における関係団体への技術協力を目的に、各団体が主催する下記に掲げる研修会・講習会等に専門的な知識を有する職員を講師として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する研修会・講習会等
- ② 防菌・防黴に関する研修会・講習会等
- ③ 水道水、環境水、温泉に関する研修会・講習会等
- ④ 微生物試験法・抗ウイルス試験法に関する講習会等

(2) 委員会等への参画及び技術協力

業務における関係団体への技術協力、知的財産の提供を目的に、各団体から委嘱された委員会、研究事業等に専門的な知識を有する職員を委員、研究員として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する委員会等
- ② 感染症対策に関する委員会等
- ③ その他、参加が妥当と認められる各種委員会等

5. 事業開発部

事業開発部は、事業運営に ICT を活用する業務を担い、管理部門と事業部門の情報共有と協力体制を図りながら連携を強化していき、計画通りの収益の確保と、情報セキュリティ対策の向上を目指し、以下に掲げる 6 つの活動目標に従い業務を行う。

- (1) センターの業務業績を向上させる。
- (2) センターの業務を効率化する。
- (3) サイバーセキュリティを強化する。
- (4) 品質管理を向上させる。
- (5) 顧客サービスを向上させる。
- (6) 新規の事業価値創造を支援する。

6. 品質保証

- (1) 現在、認証を取得している ISO 9001:2015 品質マネジメントシステムの維持管理について、担当部署を事業開発部とし、センターにおけるすべての検査・試験業務についての品質保証システムを管理し、顧客満足度を向上させるとともに検査・試験の信頼性確保を維持する。

ISO/IEC 17025:2017 についても認定を維持することによって、高い精度の試験データを顧客に提供する。

微生物部門においては、産業標準化法試験事業者登録制度 (JNLA) に基づく審査を受け、JNLA 登録試験事業者となることを目指す。

- (2) 試験結果の精度・信頼性を保証するために、厚生労働省、神奈川県等の行政機関又は第三者機関の実施する外部精度管理に積極的に参加し、優秀な結果を得る。

また、内部精度管理を定期的実施することによって、試験実施要員の力量評価を適切に行い、必要があれば教育・訓練を行うことにより試験実施要員の技術力を向上させる。

- (3) 職員の技術力向上のために学会、研修会等に積極的に参加するとともに、内部研修を継続的に実施し、より高度な技術者を養成して試験・検査の信頼性を高めることにより、様々な顧客のニーズに対応できるようにする。
- (4) 社会情勢に応じた様々な試験・検査依頼に対応するため、必要に応じて実験室や分析機器等のインフラを整備する。

Ⅲ 法人運営管理

各部門の収益が計画通りに確保できるように、部門間の情報共有と協力体制を構築するとともに、法令遵守の下、円滑な法人運営に努める。

なお、具体的項目は以下のとおりである。

- (1) 収益向上について
 - ・事業計画ならびに部門別予算達成を厳守する。
 - ・新規事業の構築を促進する。
- (2) 稼働率向上（検査機器、人員配置）について
 - ・設備、機器の共有化を図る。
 - ・部門間の連携を強化する。
- (3) 管理費、人件費、委託費等の見直しについて
 - ・競合他社と厳格な見積比較を行う。
- (4) 緊急事態時の事業継続について
 - ・自然災害発生時における事業継続体制を継続する。
- (5) 法令改正に伴う会計制度変更への対応について
 - ・電子帳簿保存法に対応した業務体制を構築する。
- (6) 資金運用について
 - ・前年度に新規運用開始した資金運用を継続する。
 - ・取引銀行及び証券会社からの情報を基に新規の資金運用を検討する。

1. 職員研修

事業目的や事業計画に即した戦略的な課題の解決、コンプライアンスの徹底、レベルの高い人事考課能力などの職員に必要な知識の習得のために外部講師を招いて研修を実施する。

2. 部門内における人材教育

試験・検査技術の向上、顧客満足度向上のためのスキル習得に努める。

3. 新人研修

新たに採用した職員について、育成マニュアルに沿い、外部研修を活用しながら、フォローアップ

研修も視野に入れた育成に努める。

また、現在在籍している職員についても必要に応じてフォローアップ研修等を実施していく。

以上